

10月
から

介護保険が変わります

介護保険施設の「居住費」と「食費」が自己負担となります

●利用者の負担を公平にしてい

現行制度では、同じ要介護状態の方でも、在宅生活の方と施設に入所（入院）されている方では、費用負担が大きく異なっています。

今回の見直しは、同じ要介護状態であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となるよう、「居住」や「食事」に要する費用は、給付の対象外（利用者負担）とするものです。

●保険給付の対象外となる費用

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）利用時の「居住費」・「食費」

ショートステイ利用時の「滞

在費」・「食費」

デイサービス、デイケア利用時の「食費」

●低所得者は「居住費」・「滞在費」・「食費」の自己負担が軽減されます

対象となる方は、市県民税が世帯全員非課税の方です。介護保険課へ申請し、認定証の交付を受けてください。

低所得者は高額介護サービス費の自己負担が軽減されます

現在、保険給付の割を、利用者の方に自己負担いただいています。一割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、申請することで超えた分が軽減される（払い戻される）仕組みがあります。これを高額介護サービス費の支給といいます。

この仕組みについて、次の

ように変わります。

●変更点

市県民税が世帯全員非課税で、年金年収八十万円以下の方は、自己負担額の上限が、月額二万四千六百円から一万五千元に引き下げられます。

軽減を受けるため、これまで毎行っていた申請を、十月サービス利用分からは、一度申請するだけで以後の高額介護サービス費の支給を受けられるようになります。

低所得者や、介護サービスを利用することで、生活が困窮する状態になるような方には、このほかにも利用者負担減額制度が設けられていますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、介護保険課（内線158・159）へどうぞ。

ポリオ予防接種〈集団接種〉のお知らせ

保健センター・☎652010

対象となる方は、下記日程表の通り、直接保健センターへお出掛けください。

■受付時間 午後1時30分～2時20分

■対象者 ▶1回目＝平成17年6月30日以前に生まれ、今までにポリオワクチンを1回も飲んだことがないお子さん
▶2回目＝平成17年1月31日以前に生まれ、今までにポリオワクチンを1回飲んだことがあるお子さん
※生後3カ月以上7歳6カ月未満のお子さんに限ります。

■持ち物 母子健康手帳、予診票（母子健康手帳と同時に交付済み） ※予診票のない方は、保健センターで交付します。

■注意事項 ▶体温は、会場で測ります。熱が37.5℃以上あるお子さんや、体調の悪いお子さんは接種できません。
▶お子さんの健康状態について、よく分かる方が付き添ってください。 ▶病気で通院中の場合は、主治医に意

見書を書いてもらい、接種する医師とご相談ください。
▶麻しん・風しん・BCG・おたふくかぜ・水ぼうそうなど、生ワクチンを接種した方は、4週間以上あけてください。 ▶日本脳炎・3種混合・2種混合・インフルエンザなど、不活化ワクチンを接種した方は、1週間以上あけてください。

ポリオ予防接種日程表

対象者	期 日
10月・11月生まれ	10月12日(水)
12月・1月生まれ	10月19日(水)
2月・3月生まれ	10月24日(月)

4～9月生まれの方は、本紙10月1日号でお知らせします。

詳しくは、保健センターへどうぞ。